ＡＣＰ推進事業実施要綱

令和２年５月１５日２福保医政第９６号
令和８年１０月７日８保医医政第１２４０号

第１　目的

本事業は、都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）に関する都民への普及啓発と医療・介護関係者に対する実践力の向上のための研修等を実施することで、住み慣れた暮らしの場における看取り支援の充実を図ることを目的とする。

第２　実施主体

本事業の実施主体は、東京都とする。ただし、東京都は、事業実施に当たり、普及啓発媒体作成業務及び研修運営業務を委託することができるものとする。

第３　事業内容

実施する事業は、次に掲げるものとする。

１　都民に対する普及啓発

将来に備え、自身の大切にしていることや望み、もしもの時に希望する医療・ケアについて自分自身で考え、家族や医療介護関係者と繰り返し話し合うことの重要性等を盛り込んだ普及啓発媒体を作成し、普及啓発に取り組む。

２　医療・介護関係者向け研修の実施

医療・介護関係者等に対し、地域におけるＡＣＰの実践と普及啓発を行う「ＡＣＰ推進アドバイザー」の養成を目的とした研修を実施する。

第４　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年５月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月７日から施行する。